

内閣総理大臣・小泉純一郎殿

イラク復興人道支援室（ORHA）への要員派遣を中止せよ

2003年4月17日

日本平和委員会

報道によれば、貴職は米国防総省の軍事占領組織である「イラク復興人道支援室」に、政府幹部職員の派遣を検討しているといわれる。占領は交戦権の一部であり、日本政府も「一種の交戦権の行使」「交戦権は相手国兵士の殺傷のみならず、相手国の領土を占領し、占領行政を敷く意味を含む」と再三答弁してきた。このような占領のための組織に、交戦権を否認している憲法を持つ日本が要員を派遣することは許されない。

しかも、米英によるイラクへの攻撃は、国連憲章上何の根拠も持たない無法な侵略戦争である。戦争が無法である以上、軍事占領にも法的根拠がないことは明白である。この無法な占領行政の一翼を担うことは、侵略戦争に加担することに他ならない。まさにこれは、無法に無法を重ねる暴挙であり、断じて許すことはできない。その本質は、派遣要員が自衛官であれ文民であれ変わりはない。

日本政府がやるべきことは、このような無法で野蛮な戦争への加担ではなく、平和憲法を持つ国として、戦争と無法な占領の中止を厳しく要求することである。

我々は、戦争犯罪の断罪と、侵略戦争によって犠牲になったイラクの民衆への救援と補償、国土の復興、民主的な国家の再建などが、国連の主導のもとに行われることを、強く求めるものである。